

社会福祉法人 琴崎保育会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 カ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等について、全職員へ周知を図る

<対策>

- 令和8年4月～ 各職場における育児休業者の業務カバー体制の検討・実施
(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化)
- 令和8年8月～ 育児休業取得予定の職員及び復帰した職員に対するメンター制度を導入

目標2：令和10年3月までに、全職員の所定外労働時間を1人当たり年間50時間未満とする。※原則定時退社、繁忙期のみ残業

<対策>

- 令和8年4月～ 所定外労働の原因分析等を行う
- 令和8年7月～ ICTなどを活用し、書類業務軽減について具体的に検討する
- 令和9年4月～ 様式の見直しを行い、システムに移行
- 令和9年4月～ ノンコンタクトタイムの導入